

## CPD会員利用規約

### 第1条 【用語の定義】

本規約における次の用語は、以下に定める意味を有するものとします。

- (1)「CPD会員」とは、本規約に同意のうえ所定の手続きによりCPD会員の登録申請を行い、承認された個人をいいます。
- (2)「本協会」とは、一般社団法人建設コンサルタンツ協会(JCCA)をいいます。
- (3)「CPD事務局」とは、本協会内のCPD事務局をいいます。
- (4)「サービス」とは、本協会が提供するCPD会員向けのサービスをいいます。
- (5)「CPD記録」とは、CPD会員が登録したCPDに関する情報をいいます。
- (6)「登録者情報」とは、CPD会員本人が本人の属性に関するCPD会員情報及びCPD記録に関し登録した情報をいいます。
- (7)「CPDプログラム」とは、社会資本整備に携わる建設コンサルタント技術者が、継続的に自己の知識の幅を広げ総合的な技術の水準を高めるために参加する講習会・講演会・現場見学会、論文等の発表、企業内研修等をいいます。
- (8)「認定プログラム」とは、本協会が認定した形態内容「1. 講習会、講演会、現場見学会等への参加」に該当するCPDプログラムをいいます。形態内容については、“CPDガイドライン”で定められています。

### 第2条 【適用範囲】

CPD事業は、本協会のCPD制度に則り実施・運用する事業であり、本協会のCPD事務局が管理します。本規約は、CPD会員がCPDに関するサービスを利用されるすべての方に適用されます。CPD会員は本規約に同意のうえ利用されているものとみなします。

### 第3条 【サービスの種類と内容】

サービスの種類と内容は、以下のとおりとします。

- (1)CPD会員登録希望者の申請受付・承認
- (2)CPD会員情報の管理
- (3)CPDプログラムの検索・情報提供
- (4)CPD記録の申請受付・確認・登録
- (5)CPD記録の管理・集計
- (6)CPD記録の登録証明書発行
- (7)各種問合せ

### 第4条 【CPD会員】

1. CPD会員は、本協会の定める規定に従いサービスを利用することができます。
2. CPD会員は、会員としての地位およびサービスの利用により本協会から取得した一切の権利を譲渡、転貸その他処分することはできません。
3. 本協会が発行するCPD会員カードは、サービス以外での本人確認、担保等に用いることはできません。

## 第5条 【CPD会員の登録手続き】

### 1. CPD会員資格

CPD会員の登録は、本協会ホームページのCPDシステムより、本規約に同意のうえ、所定欄に必要事項を入力して申請してください。所定の手続きによりCPD会員の登録申請を行った申請者は、CPD事務局により承認された後にCPD会員としての資格を有します。なお、過去に資格が取り消されたり規約第 12 条の規定に違反した方からの申請は、お断りする場合があります。

### 2. CPD会員種別

CPD会員の会員種別は以下の3種別です。

#### (1)「協会会員企業社員」

本協会本部会員企業の社員の方が対象となり、登録料と年会費は無料です。協会会員企業の社員であり、RCCM資格登録もしている場合は「協会会員企業社員」を優先することとします。

#### (2)「RCCM資格登録者」

本協会本部会員企業以外で、本協会RCCM資格制度事務局にRCCM資格登録をしている方が対象となり、登録料と年会費は無料です。RCCM資格試験に合格し登録していた方でも、更新していない場合(RCCM登録証の有効期限が過ぎている場合)は該当しません。複数部門を登録している場合は任意の1部門での申請とします。

#### (3)「非協会会員企業社員」

上記(1)、(2)のいずれにも該当しない方が対象となり、会員登録料と年会費が必要となります。翌年度以降の年会費については、退会届が提出されないかぎり継続利用とみなし、毎年年度初めに請求します。また、一旦納入された会員登録料と年会費は原則として返金できません。なお、「非協会会員企業社員」で会員登録をした後に、RCCM資格制度事務局にRCCM資格登録を行い「RCCM資格登録者」となった場合は、次年度からの年会費は無料となります。

## 第6条 【ID及びパスワード】

本協会のCPDシステムを利用するために必要なID及びパスワードは、他人に知られることがないように定期的に変更する等の対応を行い、CPD会員が責任をもって管理してください。ID及びパスワードが所定の手続きにより登録されている場合は、盗用や不正利用その他の理由によりCPD会員以外の者が利用している場合であっても、利用により生じた損害について本協会は一切責任を負いません。

## 第7条 【CPD記録及びCPD会員情報の変更】

1. CPD記録やCPD会員情報に変更や誤りがあった場合は、速やかに変更登録をお願いします。
2. CPD事務局は、CPD会員情報と本協会が保有する協会会員企業情報あるいはRCCM登録者情報との確認を行い、CPD事務局の事務処理に利用します。

## 第8条【CPD記録の申請・管理】

CPD記録登録申請は、実施日から6ヶ月以内にCPDシステムより行うものとします。実施後は速やかに申請して下さい。申請期限を超過してCPD記録登録申請ができなかったことにより生じた損害については、本協会は一切責任を負いません。

## 第9条【CPD記録登録証明書】

1. CPD記録登録証明書は、CPDシステムより申請して下さい。発行には手数料が必要となります。発行手数料の入金確認後に発行し、原本を郵送します。なお、CPD記録登録証明書は、CPD記録が当協会に登録されていることを証明するものであり、CPD記録内容の正当性を証明するものではありません。
2. 証明書が発行されると、CPDシステムよりCPD記録登録証明書のPDFファイルをダウンロードすることができますが、発行番号及び記載内容はCPD記録登録証明書原本と同一であっても印章はないため、CPD記録登録証明書の原本性を担保するものではありませんので取扱いに注意して下さい。
3. 一旦納入された発行手数料は原則として返金できません。

## 第10条【退会及びCPD会員情報の抹消】

1. CPD会員が退会を希望する場合は、退会届に必要な事項を記入のうえCPD事務局宛てに郵送して下さい。CPD事務局にて退会届を受理後、CPD記録を含むすべての登録者情報を消去します。なお、退会したCPD会員が再度入会を希望する場合は新規扱いとし、新規会員登録申請を経て会員登録できるものとします。
2. 年会費有料のCPD会員が、3年間年会費未納の場合は退会扱いとし、CPD事務局長に報告し承認を得て、CPD事務局にてCPD記録を含むすべての登録者情報を消去できるものとします。なお、退会扱いとなったCPD会員が再入会を希望する場合は、退会するまでの未納分の年会費を納入のうえ新規扱いとし、新規会員登録申請を経て会員登録できるものとします。
3. 年会費無料のCPD会員と3年間連絡が取れない場合(退職・転居・逝去等)で、CPD記録やCPD会員情報に未変更や誤りがあった場合は、CPD事務局が会員本人の同意を得ないで記録や会員情報を消去します。

## 第11条【免責事項】

1. サービスは、CPD会員の特定の目的に適合することを保証するものではありません。
2. 通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅延・中止・データの消失、データの不正アクセスにより生じた損害について本協会は一切責任を負いません。
3. 本協会のウェブページ・サーバ・ドメインなどから送られるメール・コンテンツにコンピュータ・ウイルスなどの有害なものが含まれていないことを保証するものではありません。
4. CPD会員が本規約等に違反したことによって生じた損害については、本協会は一切責任を負いません。

## 第12条【禁止事項】

CPD会員は、サービスの利用に際して以下の行為を行うことを禁止します。

- (1) 法令または本規約、その他協会の定めた規約等に違反すること

- (2) 本協会、CPDプログラム主催者及びその他の第三者の権利、利益、名誉等を損ねること
- (3) 他のCPD会員、その他の第三者に迷惑となる行為を行うこと
- (4) 虚偽の情報を入力すること
- (5) 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込むこと
- (6) 本協会のサーバその他のコンピュータに不正にアクセスすること
- (7) ID及びパスワードを第三者に貸与・譲渡すること、または第三者と共用すること

### 第13条【個人情報の取り扱い】

1. 本協会は、原則として登録者情報をCPD会員の事前の同意なく第三者に対して提供することはありません。ただし、次に定める場合には、CPD会員の同意なく登録者情報その他の個人情報を提供できるものとします。
  - (1) 法令に基づき提供を求められた場合
  - (2) 本協会のあらゆるサービスの利用者またはサービス提供者の権利、利益、名誉等を保護するために必要であると本協会が判断した場合
  - (3) 本協会の協力団体等と提携して業務を行う場合。この場合、協力団体等に対しても適切な管理を要求します。
  - (4) 本協会が業務遂行のため、適切な監督を行う委託先に業務を委託する場合。この場合提供する情報は、委託する業務に必要な登録情報のみを委託先に提供します。
2. 登録者情報につきましては、本協会の個人情報保護方針に従い、本協会が管理します。本協会は、登録者情報を、CPD会員へのサービス提供、サービス内容の向上、サービスの利用促進、及びサービスの健全かつ円滑な運営の確保を図る目的のために、本協会が実施する他の事業(RCCM事業等)において共同して利用することができるものとします。共同利用の対象となる登録者情報はID、氏名(フリガナを含む)、本籍地、生年月日、RCCM資格登録番号、現住所、電話番号(携帯電話・FAXを含む)、メールアドレス、会社等の名称、部署名・役職、所在地、その他連絡先に関する情報、CPD記録その他の情報とします。
3. 本協会は、本協会が認める学協会または団体と共同して事業を行うことができるものとします。この場合、CPD会員のCPD記録登録、サービス内容の向上等のため登録情報を提供することができるものとします。
4. 本協会は、CPD会員に対して、メールマガジンその他の方法による情報提供を行うものとします。メールマガジンの配信登録及び停止は任意です。ただし、CPD事業の運営に必要な情報提供については、停止をすることができません。
5. 本協会は、認定プログラム主催者に対しては、CPD会員のプライバシーに配慮して登録者情報(前項によって提供された情報を含みます。)を取り扱うことをCPD認定プログラム申請者利用規約で義務づけております。ただし、本協会は本協会以外の認定プログラム主催者がこれを遵守することを保証するものではありません。

### 第14条【サービスの利用停止・取消等】

1. 本協会は、特定のCPD会員が以下に該当すると判断した場合は、事前に通知することなく当該サービスの利用停止、または会員資格の取消しを行うことができるものとします。この結果、CPD会員に何らかの損害が生じたとしても、本協会は一切責任を負いません。

- (1) CPD会員に法令や本規約等に違反する行為があった場合
  - (2) CPD会員にサービス利用に関して不正行為があった場合
  - (3) 一定回数以上のパスワードの入力ミスがあるなど会員のセキュリティを確保するために必要な場合
  - (4) その他本協会が不相当と判断した場合
2. 本協会は、サービスを常に良好な状態で利用していただくため、以下に該当すると判断した場合は、事前に通知することなくサービスの利用を中断・停止することができるものとします。これによりCPD会員に何らかの損害が生じたとしても、本協会は一切責任を負いません。
- (1) システムの保守や緊急点検を行う場合
  - (2) システムに負荷が集中した場合
  - (3) サービスの運用に支障をきたすと判断した場合
  - (4) セキュリティを確保する必要がある場合
  - (5) その他必要があると判断した場合

#### **第 15 条 【サービスの変更・廃止】**

当該サービスは、本協会の判断により全部または一部を適宜変更・廃止できるものとします。

#### **第 16 条 【規約の改定】**

本協会は、本規約、また本規約を補充する規約(以下、「補充規約」という。)を任意に規定又は改定することができるものとします。本規約または補充規約は、施行月日よりその効力が生じます。

以上

2004年4月1日制定

2005年4月1日改定

2015年4月1日改定

2018年4月1日改定

一般社団法人 建設コンサルタンツ協会